

登校再開日を含めて3日以内に
提出してください。

学校長 様

県立塩沢商工高等学校

年 組

生徒氏名

療養解除届（新型コロナウイルス感染症用）

上記の者は、新型コロナウイルス感染症にて加療等をしておりましたが、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過しましたので、本届を提出します。

発症日： 月 日（症状なしの場合は検体採取日）

症状軽快日： 月 日

登校再開日： 月 日

令和 年 月 日

保護者氏名

保護者の方へ

- ・新型コロナウイルス感染症は、学校保健安全法施行規則第19条にて、出席停止期間が定められています。（令和5年4月28日改訂、令和5年5月8日施行）
この間は、他の人に感染させる恐れがあるため、登校することはできません。（ただし、病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるときは、この限りではありません。）
- ・出席停止期間の数え方については、裏面を参考にしてください。
- ・本届は、保護者等が記入するものです。医療機関等に記入を求めないでください。
- ・療養後の登校にあたり、診断時に医師から再受診の指示があった場合は、それに従ってください。
- ・発症から10日を経過するまでは、従来どおり自主的な感染予防としてマスクの着用を推奨します。

